

## 「山形県情報化推進協議会会則」(改正案)

### (名称)

第1条 本協議会は、山形県情報化推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、通信事業者や情報サービス産業、本県の情報化に関心を持つ企業、専門知識を持つ研究者、情報化や情報技術に関心を持つ県民、行政機関等が、それぞれの枠を越え一体となって、ITを活用した新しい社会システムの構築やその前提となるブロードバンド等情報通信環境の整備、県民の情報リテラシー向上など本県の各界・各分野における情報化に関するプロジェクトの創出並びに情報化に向けた普及啓発活動に取り組むことにより、高度情報通信ネットワーク社会の急速な進展に対応した県づくりを進める。

### (事業)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 本県の情報化に関するプロジェクト創出及び調査研究
- (2) 本県の情報化推進に関する普及啓発
- (3) その他本県の情報化を推進するために必要な事業

### (構成)

第4条 協議会は、会員をもって構成する。

- 2 会員は、本県の情報化の推進に関心をもち、積極的に取組みを行おうとする企業、機関、団体及び個人等で本会の目的に賛同する者のうち、会長の承認を得た者とする。

### (総会)

第5条 通常総会は、毎年1回、会長が招集する。ただし、会長が特に必要と認める場合は、臨時総会を招集することができる。

- 2 通常総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画及び収支予算
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) 協議会会則の改正
  - (4) その他協議会に関する重要な事項
- 3 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決する。
- 4 総会においては、会長が議長となる。

(アドバイザー)

第6条 協議会にアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱し、プロジェクトの創出及び推進に関する助言等を行う。

(運営委員会)

第7条 協議会に運営委員会を置き、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 協議会の運営に関する事項
- (3) プロジェクトの採択及び支援に関する事項
- (4) その他、必要と認める事項

- 2 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって組織する。
- 3 運営委員会には議長を置き、会長の了承の下、議長がこれを召集する。
- 4 運営委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決する。
- 5 運営委員会には、必要に応じて会員その他の者をオブザーバーとして参加させることができる。
- 6 第1項第3号における採択の基準等については、運営委員会で別に定める。

(プロジェクト)

第8条 会員は、運営委員会にプロジェクトを提案することができる。この場合、プロジェクト創出を円滑にするため、構想段階のもの（以下「準プロジェクト」という。）についての提案を妨げない。

- 2 プロジェクトを推進するためのグループのリーダーは、原則として民間の会員から選出するものとする。
- 3 準プロジェクトを提案した会員は、当該準プロジェクトの熟度を高めるため、協議会会員や運営委員会に意見を求めることができる。
- 4 採択されたプロジェクトが終了したときは、その活動成果を、会長に報告し、速やかに公開するものとする。
- 5 採択されたプロジェクトを中止したときは、速やかに会長に報告するものとする。

(連携プロジェクト)

第8条の2 協議会の主旨に沿って連携できる他団体等の事業を、連携プロジェクトとして設定することができる。

- 2 連携プロジェクトとの連絡は、運営委員会が当たる。

(監事)

第9条 協議会に監事を置く。

- 2 監事は、協議会の経理を監査する。

(役員)

第10条 会長は、総会において会員の互選により1名を選出する。

- 2 副会長は、総会において会員の互選により2名を選出する。

- 3 運営委員は、総会において会員の互選により若干名を選出する。
- 4 監事は、総会において会員の互選により1名を選出する。
- 5 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 会長に事故ある場合に備え、会長は、副会長の中から会長の職務を代理する者を1名選任する。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第12条 協議会の事業を遂行するために必要な経費は、会費その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会費については、個人会員からは徴収しない。
- 3 協議会の会費の額は、別に定める。
- 4 協議会の予算の執行は、事務局長が行う。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、山形県総務部改革推進室情報企画課に置く。

- 2 事務局に、事務局長及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長は、情報企画課長をもって充てる。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、協議会の設立の日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の会長及び部会長の任期は、第8条の規定にかかわらず、設立の日から平成14年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立当初の会計年度は、第9条の規定にかかわらず、設立の日から平成14年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成15年6月12日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成**16**年5月**28**日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成**17**年7月**12**日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成**18**年5月**18**日から施行する。